

荻窪法人会

O G I K U B O H Ō J I N K A I

204



よき経営者をめざすものの団体 それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約82万社の会員企業、41都道県に441の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

3 新春のごあいさつ

- 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
- 小野寺郁夫／荻窪税務署 署長
- 山宮永稔／杉並都税事務所 所長
- 田子周一／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- 田中 良／杉並区長

5 創立70周年記念御祝辞

- 柴田豊幸／公益社団法人荻窪法人会 会長
- 小野寺郁夫／荻窪税務署 署長
- 山宮永稔／杉並都税事務所 所長
- 田中 良／杉並区長
- 田子周一／東京税理士会 荻窪支部 支部長
- 村上嘉英／荻窪納税貯蓄組合連合会 会長
- 石井金一／一般社団法人 荻窪青色申告会 会長
- 井口一与／間税会 会長
- 野村一男／荻彰会 会長
- 小竹良夫／荻窪優法会 会長
- 和田新也／東京商工会議所杉並支部 会長

9 会員交流ゴルフコンペ

10 税制特別講演会「マイナンバー制度の現状と今後の見通しについて」

- 前 健一／内閣官房番号制度推進室(兼)内閣府大臣官房番号制度担当室 内閣参事官

12 研修委員会主催 署長講演会「備えたつもりになっていませんか？」

- 小野寺郁夫／荻窪税務署 署長

14 小竹信哉 青年部会長インタビュー

16 税を考える週間

- 中学生の税についての作文
- 杉並納税街頭キャンペーン
- 令和2年度 荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受表彰者
- 令和2年度 杉並都税事務所 所長感謝状受表彰者

税制委員会より

22 コロナウィルス関連あれこれ… こんな時こそ法人会

- 税制委員 小島麻里(税理士)

24 e-Tax推進税理士事務所について

25 税務コーナー

27 ブロック・支部・委員会・部会からの報告



表紙について

毎年10月頃に行う恒例の法人会会員交流ゴルフコンペ。個人戦、団体戦プレーで競い合い会員の交流を深める。

新春のごあいさつ

荻窪法人会会長

柴田豊幸



新年あけましておめでとう
ございます。

令和3（2021）年の年
頭にあたり謹んで新年のご挨拶
を申し上げます。令和3年
の新春を荻窪法人会の皆さま
とともに迎える事が出来ま
すことをこの上ない喜びとする
ものであります。

昨年2月頃より「新型コ
ロナウイルス感染症」の影響
により法人会活動が制限され
ている状況が今も続いており
ますが、荻窪法人会では、こ
のコロナ禍の中でも会員企業
の皆様にも少しでもお役に立
てるよう、独自の事業を始め
ました。まず、研修委員会が中
心となって「オンラインセミ
ナー」を9月より配信してお
ります。現在では10講座配信

昨年2月頃より「新型コロナウイルス感染症」の影響により法人会活動が制限されている状況が今も続いておりますが、荻窪法人会では、このコロナ禍の中でも会員企業の皆様にもお役に立てるよう、独自の事業を始めました。

しており、今後も多数のセ
ミナーを企画配信してまいり
ます。そして、厚生事業委員
会と組織委員会が中心となり、
「オンラインビジネス交流会」
と銘打ち会員紹介VTRを多
数配信しております。こちら
も引き続き配信企業を募集し
て多くの会員の皆様のお役
に立てるように積極的に進
めてまいります。

荻窪法人会は、70年の
歴史があり、団体として約
2000社以上の会員を擁
し、「税知識の普及」「納税意
識の高揚」「地域社会貢献活動」
などの事業を積極的に展開し
てまいりました。今後、社
会や地域の繁栄に貢献する経
営者の団体とし、税を中心と
した活動をより積極的に展開

し、引き続き社会に貢献して
いくこととしております。

中小企業の活性化を図るた
めには、中小企業最大組織で
ある法人会が、組織と活動を
より拡充させていくことが必
要であると思っております。会員企
業の皆様にはご自身の経営努
力と共に法人会に対しても積
極的にご参加、ご協力を改め
てお願い申し上げます。今後
とも、ご支援・ご協力を賜り
ますようお願い申し上げます。
結びにあたり、今年一年が
会員企業の皆様方の益々のご
繁栄と社員並びにご家族様に
とって健康でよい年になり、
そして、一日も早い新型コロナ
ウイルス感染拡大が終息す
ることを祈念し、年頭のご挨拶
とさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の新春を迎えるに当たり、公益社団法人荻窪法人会の会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

柴田会長をはじめ荻窪法人会員の皆様には、平素より税務行政に対しまして深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、荻窪法人会におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、様々な工夫を凝らしながら事業活動をされてまいりました。税務署では、感染状況が一進一退する中、今年も所得税確定申告を迎えます。コロナ禍での確定申告になりますが、3密を避けるため、e-Tax申告が大変有用になってまいります。また、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」を発行する予定です。職員一同混雑緩和に向けて最大限の配慮と準備をいたしますが、税務行政の良き理解者であります皆様方のお力添えを賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

結びにあたり、荻窪法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

荻窪税務署 署長
小野寺郁夫



新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様方には、日頃より都の税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動に大きな影響がありました。感染拡大防止と経済社会活動の両立を、世界中が模索している状況が続いております。東京都主税局としましても、感染症対策としての税制措置を講じつつ、同時に、ポストコロナを見据えた経済財政状況の回復のための税制構築に取り組んでいかなければなりません。職員一同、気を引き締めて取り組んで参りますので、皆様方には、本年も変わらぬお力添えを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、荻窪法人会の益々のご発展と、会員の皆様の事業のご繁栄とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

杉並都税事務所 所長
山宮永稔



新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の流行拡大に始まり4月7日に緊急事態宣言が発出され今までに経験のない1年となりました。このような時期においては今まで荻窪法人会の皆様と共に推進してきた電子申告やダイレクト納付を更にもう一步進むことにより、3密を避けることができ、確定申告会場や金融機関における感染リスクの防止となりますので、ご協力よろしくお願いいたします。さて、東京税理士会荻窪支部は今年も税の専門家として、中小企業への負担が軽減される制度の構築に向け努力致します。また、申告納税制度を支え、地域金融機関と連携しての中小企業支援、事業承継等、荻窪法人会の皆様と情報交換を活発にし、荻窪法人会の皆様の良きパートナーとして、信頼にお応えできるよう努めてまいります。結びに、荻窪法人会の皆様の益々の事業のご発展とご健勝を心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

東京税理士会 荻窪支部 支部長
田子周一



あけましておめでとうございます。

新年を迎えるにあたり、謹んで初春のお慶びを申し上げます。

公益社団法人荻窪法人会の皆様には、日ごろから区政運営に多大なる御尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大という大変厳しい状況が続いた一年となり、今しばらくはウイルスとの闘いが続きます。区といたしましても区民の生命を守り、厳しい経営を強いられている事業者等を支援する取組を引き続き迅速に実施し、平穏な日常を取り戻すよう、職員一丸となってこの苦難を乗り越えてまいります。

今年は、区において令和4年度からその後10年を見据えた「新基本構想」を策定する一年となります。だれもが安心して暮らせる魅力的な杉並区の実現に向け、コロナに打ち克ち、力強く区政を推し進めてまいります。

年頭にあたり、荻窪法人会の皆様には、引き続き区政への御理解、御協力を賜りますよう、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

杉並区長
田中良



1950 70TH 2021
ANNIVERSARY

創立70周年記念御祝辞

公益社団法人荻窪法人会



会長
柴田 豊幸

創立70周年に寄せて

荻窪法人会が創立70周年を迎える事が出来ました事を、会員の皆様と共に慶びたいと思います。

荻窪法人会は、昭和25年4月30日に129社で設立されました。昭和42年10月30日に現在の法人会館が落成され、昭和48年12月に社団法人化されました。そして、平成25年4月1日より公益社団法人として「税知識の普及推進」「納税意識の高揚」「地域社会貢献活動の推進」等積極的に活動してまいりました。

また、「荻窪法人会の良き伝統と実績」を継承していき、「来たくなる法人会」を新たなスローガンとし法人会活動を活性化してまいります。

会員の皆様には新型コロナウイルス感染症の影響でご事業におかれましては大変ご苦勞をされていると思いますが、法人会活動への一層のご理解と積極的なご参加をお願い申し上げます。また、荻窪税務署の皆様及び関連団体の皆様には引き続きご指導・ご支援をお願い申し上げます。

結びにあたり、会員企業の皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念申し上げ寄稿とさせていただきます。



荻窪税務署 署長 小野寺郁夫

このたびは、創立70周年、誠におめでとうございます。

荻窪法人会の皆様には、70年間に渡り、税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、荻窪法人会は、昭和24年9月杉並税務署から荻窪税務署が分割されたことを機に昭和25年4月に発足されました。この70年を振り返ってみますと、昭和48年には社団法人化、平成25年には公益法人化を果たし、皆様方の会組織の充実を図るご尽力により、今日では会員数約2000社、加入率72%を超える法人会に発展されました。

その間のさまざまな事業活動の実績には目ざましいものがあり、特に公益社団化後は、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れるなど、皆様方の取組姿勢には敬服するばかりです。

荻窪法人会の皆様方におかれましては、70周年を契機に、更に充実した事業活動を展開されるとともに、税務の協力団体として従来にも増して一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、荻窪法人会の更なるご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄をお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



杉並都税事務所 所長 山宮永稔

この度、荻窪法人会が創立70周年を迎えられましたこと、心よりお祝い申し上げます。

時代の変遷の中で、常に納税意識の高揚や税知識の普及にご尽力されてこられた会員の皆さま方の、ひとかたならぬ努力と熱意に対し、深く敬意を表しますとともに、改めて感謝申し上げます。

税の啓発のみならず、地域の発展のため社会貢献活動にも力を入れておられます荻窪法人会が、この杉並の街とともに、末永く繁栄されますようお願い申し上げます。



杉並区長 田中 良

このたびは、創立70周年、心からお慶び申し上げます。

荻窪法人会の皆様におかれましては、社会・経済情勢の大きなうねりの中で、法人会が掲げる使命を着実に果たされてきたことに、並々ならぬ御苦労があったことと存じます。

今後は、コロナ禍での「ニューノーマル」に即した皆様の活動に、大きな期待が寄せられるものと考えます。

これまで御尽力いただいた関係者の皆様に敬意を表しますとともに、荻窪法人会の益々の御発展と御活躍を祈念しましてお祝いの言葉とさせていただきます。



東京税理士会 荻窪支部
支部長 田子周一

公益社団法人荻窪法人会の皆様には法人創立70周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

荻窪法人会の皆様は昨年の新型コロナウイルス感染症流行拡大の時期においてもいち早くウェブ会議システムを取り入れ積極的に研修会等を開催されました。これは柴田会長をはじめ会員皆様の日頃からのご努力の賜物であり深く敬意を表します。

結びにあたり荻窪法人会の皆様の益々の事業のご発展とご健勝を祈念致しましてお祝いの言葉とさせていただきます。



荻窪納税貯蓄組合連合会
会長 村上嘉英

創立70周年を心からお喜び申し上げます。

創立60周年代は、前会長の小竹良夫氏を先頭に役員の皆様が公益社団化を目指し一致団結の努力をしていた時期を懐かしく思い、その実績に対して敬意を表す次第です。創立70周年代には柴田豊幸氏が新会長となり、新たな舵取りの矢先に、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっております。

令和3年の東京オリンピック大会が無事開催できて、日本経済が同じように再出発するように祈念する次第です。

荻窪税務協力団体は、これからも荻窪法人会を団体のリーダーとして、国税庁から協力依頼のある「マイナンバーの取得」や「e-Tax納税の拡大」に共に協力していきましょう。今後とも宜しく願いいたします。



一般社団法人 荻窪青色申告会
会長 石井金一

荻窪法人会の皆様、創立70周年誠におめでとうございます。

「企業の繁栄と社会への貢献」をモットーに長年にわたる様々な情報の発信や地域社会における社会貢献活動に対し心より敬意を表するしだいです。とりわけ正しい税知識の普及は、私ども青色申告会の目的とも一致するものであります。

今後とも、よき納税者団体のリーダーとしてご活躍されるとともに、ご指導ご協力賜りたくお願い申し上げます。

結びにあたり貴会の益々の発展と会員の皆様のご繁栄を祈念申し上げます。



間税会 会長 井口一与

荻窪法人会70周年誠におめでとうございます。

戦後間もない混乱の時代に設立され先人、先輩たちが一貫して地域に根差した税務行政の啓蒙を始め企業経営の研修会更に社会文化活動等々に多大な活動を積極的にご支援さて参りました。

斯の良き伝統を継承され今日を築きあげました会長、役員の皆様にご心より敬意を表します。これから地域の多様な企業の集団であります荻窪法人会共に荻窪間税会と致しても地域活動を通じてより一層の協力関係団体を目指す様に努力して参ります。

荻窪法人会のご発展と皆様のご活躍を心よりご祈念申し上げます。



荻彰会 会長 野村一男

この度、公益社団法人荻窪法人会におかれましては、70周年を迎えられました事、心からお慶び申し上げます。さて、荻窪法人会は、都内の法人会の中でも屈指の組織率を誇り、特に平成25年に公益社団法人に移行されてからは、地域最大の公益社団法人として地域社会の健全な発展や、地域企業の繁栄に大きく寄与されています。私ども荻彰会にも、多くの法人会の皆様にご入会頂いており、活動を共に出来ることは、とても嬉しく思います。

今後も、荻窪法人会が伝統ある地元の会として、益々ご発展される事をご祈念いたします。



荻窪優法会 会長 小竹良夫

荻窪法人会の会員の皆様、柴田会長はじめ会の運営に携わる幹部の皆様、創立70周年おめでとうございます。ご指導をいただいた歴代署長はじめ署幹部の方々、友誼団体の皆様にご厚く御礼申し上げます。法人会は中小企業最大組織の団体として、その役割は益々大きくなると確信しております。税知識の普及推進のみならず、地域社会への貢献、中小企業の発展を担う団体であり、日本経済再生の原動力になるべき使命を持っています。

荻窪法人会の強みは70年間に培った良き伝統と実績であり、会員同士の強い絆にあります。

皆様の今後の活躍を期待し、発展していく荻窪法人会を引き続き応援したいと存じます。



東京商工会議所杉並支部 会長 和田新也

荻窪法人会が創立70周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

貴会は納税意識の向上と企業経営者の自己啓発を積極的に支援するとともに、地域社会の健全な発展のために多大な貢献をされ、歴代の会長をはじめ役員・会員の皆様方のご苦勞に、改めて敬意を表します。当支部でも今後、貴会との連携をより深め、区内の企業や地域社会の発展に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

貴会の一層のご発展と会員の皆様のご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

会員交流ゴルフコンペ



毎年行われる「ブロック対抗ゴルフ大会」は、会員皆様との交流や大勢の参加者を募り、真剣なプレーで個人と各ブロックで成績を競い合い会員の交流を深めます。

成績表(敬称略)

個人成績

順位	氏名	グロス	ネット
優勝	北嶋宏	46	34.0
準優勝	西尾和也	38	34.4
3位	寺村公陽	50	35.6
4位	勝田浩之	50	35.6
5位	田中晴弘	46	36.4
6位	加藤幸市	45	36.6
7位	加藤敏行	45	36.6
8位	木村雅紀	45	36.6
9位	秦和久	44	36.8
10位	野村浩嗣	49	37.0

団体戦成績(ネット)

順位	ブロック	ネット合計
優勝	1	107.8
準優勝	3	108.2
第3位	2	109.4
第4位	4	109.6
第5位	5	112.6



今回はコロナ感染症予防の観点より1ラウンド行いました

厚生事業委員会副委員長 山口孝二

会員交流ゴルフコンペは今回、表彰パーティを行いませんが真剣なプレーで競い合い会員の交流を深めました。

秋冷の候 会員の皆様いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、政府は新型コロナ感染状況の分析に基づき、イベント開催制限、GoToトラベル、GoToイート事業など慎重にブレーキを緩めながらの感染防止対策を行いつつも社会経済活動の復旧を図ろうとしています。会員の皆様におかれましても様々な対策を講じ、業績確保に邁進されていることと拝察いたします。

去る令和2年10月15日(木)にて会員交流ゴルフコンペを高根カントリー倶楽部、参加者40名、曇り空で正にゴルフ日和の開催となりました。

また、今回はコロナ感染症対策をして1ラウンドプレーを行いました。成績発表は前半9ホールスコア、新ペア方式 個人戦・団体戦飛び賞を柴田会長より表彰を行いました。

- ★個人戦： 優勝 北嶋宏様(賞品 液晶テレビ40型)
準優勝 西尾和也様
3位 寺村公陽様
- ★ブロック優勝： 第1ブロック
【寺村公陽様・勝田浩之様・加藤敏行様】
- ★ブロック準優勝： 第3ブロック
【西尾和也様・秦和久様・磯聖子様】
- ★女性の部優勝： 優勝 磯聖子様
準優勝 畠中君代様
- ★ベストグロス賞： 西尾和也様【南 38】
- ★飛び賞 12名 BM賞・BB賞・NP賞・DC賞

以上、入賞者の皆様 おめでとうございます。
尚、開催にあたりまして皆様より豪華賞品のご協賛を頂きましたこと心より御礼申し上げます。
最後に次回の開催には、新型コロナ禍も収束し経済の活発をお祈り申し上げ、大勢の皆様のご参加をお待ち致します。



マイナンバー制度の現状と今後の見通しについて

講師：内閣官房番号制度推進室(兼)内閣府大臣官房番号制度担当室
内閣参事官 前 健一



令和2年11月5日(木) 荻窪法人会会議室およびオンライン〈Zoom〉にて税制特別講演会が行われました。講演会では、大石剛生税制委員長による開会あいさつ、柴田豊幸法人会会長あいさつに続き、石井福則荻窪税務署副署長にごあいさつをいただいたあと、内閣参事官の前(すずめ)健一氏にご講演いただきました。

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は「マイナンバー」「マイナンバーカード」「マイナポータル」の3つの仕組みに分かれています。

マイナンバーは、日本国内の全住民に通知されている12桁の番号で、社会保障、税、災害対策分野の事務の手続きに限って使われます。行政機関等の間で専用のネットワークシステムを使ってマイナンバーに紐づく情報をやり取りするので、各種手続きの際に住民が提出する添付書類が不要になるなどのメリットがあります。

マイナンバーカードは、個人の申請により交付されるマイナンバーが記載された顔写真入りのプラスチック製カードです。マイナンバーの確認には身分証明書が必要ですが、このカードを持つていれば1枚で本人確認とマイナンバーの確認ができるというものです。マイナンバーカードの裏面にはICチップがあり、この中に電子的に個人を認証する電子証明書が入っています。

マイナポータルは、政府が運営するWebサイトで、自分の情報を確認したり、パソコンからオンライン申請などでもできたりします。今回、マイナンバーカードで特別定額給付金のオンライン申請ができましたが、これもマイナポータルを使っています。

マイナンバーを使うことによるメリ

ットは大きいのですが、マイナンバーによって個人情報が追跡されたり、外部に漏洩したりするのではないかと、他人のマイナンバーを使った成りすまし、あるいは国がマイナンバーを使って個人情報を一元管理するのではないかなどの国民の皆さんからの懸念も聞かれるところですが、これに関しては制度面やシステム面の両面から対応しています。制度面では、成りすましはできないように、マイナンバーを提供する手続きでは必ず本人確認書類を使って本人確認することになっています。マイナンバーの収集や保管は法律で限定され、個人情報保護委員会が監視・監督を行い、罰則も強化されています。システム面では、個人情報を一元的に管理せずに分散管理する、情報のやり取りにはマイナンバーを使わず別の符号を使って連携するなどの保護措置がとられています。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの表面は顔写真付きの本人確認書類として使えます。裏面にはマイナンバーとICチップがあり、ICチップには電子証明書が入っていて、インターネット上の本人確認書類になります。このように、対面



もインターネット
ト上でも本人確
認できるのがマ
イナンバーカー
ドです。このほ
か、コンビニで各
種証明書が取れ
る、マイナポイン
トがもらえる、
健康保険証とし

て使えるようになる、民間のオンライ
ンサービスでも使え、お薬手帳や運転
免許証などと一体化することも検討さ
れています。

ICチップにある電子証明書には、
署名用電子証明書（電子署名）と利用
者証明用電子証明書（電子利用者証明）
の2種類があります。「e-Tax」など
で使用される電子署名は、送信者が本
人であり、文書が改ざんされていないこ
とを証明できます。電子利用者証明は
送信者が本人であることを証明します。

民間事業者においても電子証明書を
使った公的個人認証サービスの利用が
進んでいます。証券会社による新規証
券口座開設時のマイナンバー取得及び
本人確認や、銀行における住宅ローン
契約手続きを電子化するサービスなど
が行われています。

マイナンバーカードのICチップ内
には電子証明書のほかに空き領域があ
り、ここには独自のアプリを入れるこ
とができ、入退館管理やPCログイン

認証などに活用されています。私の職
員証はマイナンバーカードです。国家
公務員は役所への出入りにこれを使っ
ています。他の行政機関や民間事業者
でも出勤管理や入退室管理などに活
用されています。

今年のマイナンバーカード普及促進
策の2大施策の一つがマイナポイント
です。マイナンバーカードでマイナポイ
ントの予約・申込をすると、選択した
キャッシュレス決済サービスで買い物に
使えるポイントが付与される仕組みで
す。チャージなどをする、ご利用額
の25%分（上限5000円分）のポイ
ントがついて、例えば2万円チャージ
すると2万5000円分の買い物があ
ります。ぜひ、利用していただきたい
と思います。

令和3年3月からは、マイナンバー
カードが健康保険証として利用できる
ようになります。医療機関などの受付
でカードリーダーにかざすと顔写真で
認証する仕組みです。メリットですが、

転職や引越などをしてもずっと使え
ます。手続きなしで限度額以上の一時
的な支払いが不要になります。自分の
薬剤情報や特定健診情報を確認でき
るほか、確定申告の際の医療費控除も
便利になります。保険証として持ち歩
いて、落とした場合でも24時間365
日体制で電話での一時利用停止を受け
付けています。ICチップには税や年
金などのプライバシー性の高い情報は
入っていませんし、カードの利用には暗
証番号の認証が必要ですから安心です。

マイナポータルについて

マイナポータルは、政府が運営する
Webサイトで、子育てや介護をはじ
めとする行政手続きの検索やオンライ
ン申請ができます。このマイナポタ
ルの機能をフルに使うためにはマイナ
ナンバーカードが必要ですが、カードが
なくてもできる機能もあります。

マイナポータルの「びつたりサービス」
は市区町村のオンライン申請ができる
サービスです。子育て、介護、被災者
支援のワンストップサービスが利用で
きます。自己情報表示サービスとして
「あなたの情報」では税情報、世帯情報、
予防接種の履歴や年金など、それぞれ
の行政機関が持っている自分の情報を
確認できます。そのほか、「e-Tax」

や「ねんきんネット」などへの認証連携、
「MyPost」や「e-私書箱」など
民間送達サービスとの連携もできます。

マイナポータルで提供する機能を、
行政機関だけでなく企業等に対しても
API（アプリケーション・プログラミ
ング・インターフェース）として提供し
ていて、行政・民間ともに新たなサー
ビスが広がっています。年末調整およ
び確定申告手続では、マイナポータル
から控除証明書等の必要書類のデータ
をまとめて取得して、各種申告書へ自
動入力できます。マイナポータルから
予防接種記録を取得し、保存・閲覧で
きる健康管理アプリや、マイナポタ
ルから障害者手帳情報を取得し、表示
できる障害者手帳アプリもあります。

今まさにマイナンバー制度は前に進
み出しているところです。今後さらに
具体的な活用方法が明らかになってく
ると思います。マイナンバー制度全般
の情報については、「内閣府マイナン
バーホームページ」で制度の概要や
よくある質問（FAQ）などを掲載し
ています。自治体、企業等が活用でき
る説明資料、動画、パンフレット等も
ありますので、皆さんの企業の中でも
活用していただければと思います。各
種SNSアカウントでも随時情報を発
信していますので、ぜひご登録をお願
いいたします。引き続き、マイナンバー
制度・マイナンバーカードの普及にご
理解とご尽力をいただければ幸いです。

備えたつもりになっ ていませんか？ リスクマネジメントと危機管理



講師

荻窪税務署 署長 小野寺郁夫

令和2年11月16日(月)、荻窪タウンセブン会議室において「署長講演会」が開催され、ベトナム研修会でのエピソードから、データセンターで経験された停電を通してリスク管理と危機管理についてお話いただきました。

ベトナム研修での停電

私は昭和57年仙台国税局に入局後、東京国税局に出向となり、浅草、中野、荏原、新宿の4つの署で勤めたあと、平成3年に東京国税局の事務管理課という情報システム部署に異動になりました。ここから21年間、情報処理部門の仕事に携わってきました。

そのなかで平成17年7月から1年間、私は国税庁で係長をしまして、ベトナムで研修会をするよう命じられました。国税庁は以前からベトナム国家税務総局と交流を重ねていまして、ベトナム側から「所得税」「国税情報システム」「税理士制度」などについて、意見交換をしたい、技術協力をしてほしい、などの依頼がありました。このときに、独立行政法人国際協力機構法に基づく技術協力のための専門家業務という名目で、私がベトナムに研修講師として派遣されたわけです。いわゆるJICAですね。

研修はパワーポイントを使って、スクリーンではなく壁に映して講義をしています。初日は、同行した国税庁の課長補佐の方が研修を行いました。9時半くらいにスタートして1時間経ったところで停電になってしまいました。パワーポイントも映らない、照明も消えている。現地の国税関係の方が「計画停電なのでじき回復します」というので10〜15分の休憩をとることにしました。ところが、電源は戻らず、挙げ句の果てに研



修生も戻らず（笑）。結局はお昼になって電気が回復するまでは誰も戻ってこなかった。

翌日は私が研修の担当で「納税者サービスにおけるIT活用」という題で講義をしました。停電にはなりませんでしたが、お昼を食べたあとに眠くなるのはベトナムでも同じようでしたので、このときに眠気を覚ましでもらおうとお話したのが、日本での停電のエピソードでした。

リスクマネジメントと危機管理

本日の副題は「リスクマネジメントと危機管理」ですが、「リスク管理」と「危機管理」。よく似た響きで、混同される場合が多々ありますが、この2つは管理する対象が異なります。

リスク管理（リスクマネジメント）は、想定されるリスクが起こらないように、そのリスクの原因となる事象の防止策を検討し、実行に移すこと。リスクとはまだ発生していない危険のことで、その危険、事故を起こさないようにするのがリスク管理です。一方、危機管理（クライシスマネジメント）は、危機が発生した場合に、その負の影響を最小限にするとともに、いち早く危機状態からの脱出・回復を図ることと定義づけられます。危機はすでに発生したもので、事故が起きてからどうするべきかという最善の行動を対策として決める、これが危機管理です。

想定どおりにならなかった

日本での停電エピソードにおいて、危機管理として機器の停止の手順は整備されていました。でも、実際に起きることと手順が合致するかどうかのポイントでした。例えば、空調が止まるとか照明も消えるなど想定していなかったことが起こることも実際にありました。これがタイトルの「備えたつもりにならなかった」なんです。

ベトナムでの研修でこのような話をしたところ、話し方がうまくいったのか、通訳さんが劇的にうまく訳してくれたのか、研修生のベトナムの方たちが非常に喜んでくれました。「映画みたいなのが本当にあるんだね」と言ってくれて、午後の講義はみんな起きてしっかり聞いてくれました。

ベトナムでは、もう1回停電を経験しました。喫茶店でお茶していたときです。真っ暗になっても店の人は慣れたもので、キャンドルに火を灯してくれました。これがけつこうきれいで、皆さんゆつくりとお茶を飲んでいる。これも一つの危機管理、対策なんだろうなと思いました。

水害や地震、さまざまな災害もあるかもしれませんが。そういうときに予防できることはなに？ 実際起きたときにどうすればいい？ そのようにリスク管理と危機管理を分けて考えていただと、今後、皆さんのお仕事にとっても、生活にとってもプラスになるんじゃないかと思えます。



小竹 信哉

青年部会長インタビュー

自分たちの役に立ち
楽しめる
青年部会に

聞き手 / 小笠原秀明 岡 博之

INTERVIEW

東洋時計株式会社専務取締役、株式会社東洋時計ホールディングス代表取締役で、荻窪法人会青年部会長を務める小竹信哉氏にお話をうかがいました。東洋時計の代表取締役、そして荻窪法人会の前会長である小竹良夫氏はお父様です。「46歳、血液型O型、妻1人、子どもなしの健康な男子です!」で始まったインタビュー。明るいお人柄のとおり楽しいひと時となりました。

野球、ロックバンド、
そしてテニスサークル

小竹信哉青年部会長は昭和49年10月のお生まれ。誕生されたのは、多くの歴代青年部会長の皆さんと同じ、東京衛生病院です。小学校、中学校、高等学校と吉祥寺にある成蹊学園に通い、成蹊大学を卒業されました。これはお父様が歩まれた道でもあります。

小学校5年生から中学3年生まで、部活動は軟式野球だったという小竹氏は、現在は法人会の野球部に所属しています。

「中3まで野球をやったあと、ずっとブランクがあって、40歳超えてからまた始めるという楽しい人生を歩ませていただいています(笑)。

中学時代の野球部は坊主頭で、『運動中に水飲むな! 集中力が落ちるぞ』という非科学的な時代だったので、高校生になったら非体育会的な世界に行きたいと考えたんです。でも、文化系にもやりたいものはなくて、部活は入らずにロックバンドを結成しました。エレキギターを買ったのが、野球部を引退したところ。当時はバンドブームで、テレビで『イカ天』をやっていて、まわりにもバンドをやる人がけっこういました。活動は学園祭に出ること。その時々々の流行の曲をやってみましたね」

高校卒業とともにぱったりとやめてしまったバンド活動ですが、ご自宅のどこかにそのときのギターがしまっているはずですよ。

「私が大学に入ったころは、『大学生たるものテニスサークルだろ、入らないと友達できないぞ』というくらいの空気があって、うちの大学でもたぶん20以上のテニスサークルがあったと思います。それで、別にテニスに興味があったわけじゃないけど(笑)、テニスサークルに入りました」

「ながらラジオ」と
「情報収集」

大学卒業後は、第一勧業銀行に就職、立川市店に勤務されました。

「20歳くらいのころ、学校の先輩が働き出したのを見て、自分にはサラリーマンは絶対に無理だなと思ったんです。せっかく自営業に生まれたんだから家業を継ごうと。そのためには、お金のことを勉強すれば役に立つだろうと銀行を選びました。立川市店で3年半、預金から住宅ローン、法人貸出など、ひとりの仕事をしたあと退職しました。実は、妻がここで働いていたんです。いわゆる社内恋愛です。私が入社2年目くらいにつきあい始めて30歳で結婚、今に至ります」

平成12年に東洋時計株式会社に入社。そのまま取引先である株式会社シンヨー（現クノス）に派遣され、新宿伊勢丹の時計売り場で1年間、販売員として時計の現場に携わりました。

その後、アメリカカリフォルニア州立大学ノースリッジ校の語学学校へ留学されています。

「当時、会社ではフェンディという腕時計の輸入総代理店業務がすごく大きかったです。フェンディを扱っていたのはアメリカ人の会社で、英語でやりとりするにはかなりの語学力が必要でした。私はまったくしゃべれなかったのでも、もうこれは留学するしかない」と。

大学の中にある語学学校で、寮もあって世界中からいろいろな国の人が集まっていた、おもしろかったですね。おかげで、何十ページもある契約書を読んだり、電話での交渉もできるようになりました。約半年でしたが、行ってなかったら使い物にならなかったでしょうね」

帰国後、本格的に東洋時計での勤務が始まりました。

小竹青年部会長のご趣味は「ながらラジオ」と「情報収集」とのこと。「ラジオを聴きながら何かをするのが趣味なんです。たとえば、ラジオを聴きながら筋トレするか、ゴルフの打ちっ放しをするとか。それと、知識とか情報を増やしたい。だからラジオも

F Mではなくて、もつぱらA M。ただラジオを聴いているだけでは時間の無駄なので『ながら』なんです。最高なのはランニングマシンで走りながら、ラジオの情報番組を聴いて、目は野球を見る。3つ同時にできて時間のない方にはオススメです。今は、スマホでラジオというサービスを使って、リアルタイムだけでなく、聴きたい番組をあとで聞くことが多いですね。私が義務のようには聴いてるのが『アフター6ジャンクション』というカルチャー情報番組で平日18時〜21時、1週間で15時間分を消化するのが大変です（笑）」

荻窪の仲間ができた

「いつ荻窪法人会に入会したのかわからない」とおっしゃる小竹氏ですが、岡博之青年部会長に当時、入会を勧められたという記憶から考えると、10年ほど前に入会されています。

「入ったけれど、ちゃんと出始めたのは野村浩嗣青年部会長の時。それまで出たこともないのに、野村さんに『信哉くん、幹事だから。幹事は出なきゃならないから』って言われて（笑）。ほぼ青年部会の活動しかしてませんが、法人会活動歴、まだ5年くらいです。青年部会の活動は9割がた出席し



たんですが、一方で青年部会の高齢化や若い人がなかなか入ってこないという問題があります。来年度も何人かの幹事が定年で抜けますので、私もヒロの幹事として残ることになりました。若年層の発掘がこれらの課題ですね。

私の任期はもう少しで終わりですが、青年部会は現役の方たちがやりたいようにやるのが一番だと思います。私もそうでしたが、先輩方はあしろこうしろとは言わないじゃないですか。みんな考えて、自分たちにとって役に立ち、楽しむ会であればいいのかなと思います」

小竹氏は、東京商工会議所杉並支部荻窪ブロックにも所属しています。その活動のなかで、年2回発行している地域情報誌『ogibon オギボン』があります。お店を紹介するのではなく、お店の人を紹介する情報誌として平成25年に創刊した当初から発刊メンバーとして参加しています。

「ネーミングなんですけど、私は『オギクボン』がいいって言ったんですよ。そして、みんなが『オギボン』でいいじゃないかって言ってるんですけど、私は今でも『オギクボン』にすればいいのになあと言ってるんです（笑）」

税を考える週間とは？ ～「知る」から「考える」へ～(国税庁ホームページ「税を考える週間」より抜粋)

税を考える週間の前身は、昭和29年「納税者の声を聞く月間」として設けられ、その後、世の中の動きと共に名称と施策が変化していき、昭和31年「納税者の声を聞く旬間」、昭和49年「税を知る週間」となりました。「税を知る週間」は①税を社会全体の役割の中で捉える見地から、給与所得者や主婦、学生等を含めた幅広い「国民各層」が税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とする、②各種の施策を通じて、単に「声を聞く」という受身の姿勢だけでなく、積極的に税の重要性、執行の公平性、税務相談や不服審査の活用方法を広報することとしていました。しかし、近年の経済社会の構造、税務行政を取り巻く環境の著しい変化に的確に対応するためには、税についてより深く理解していただく必要があり、そこで単に税を「知る」だけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税の理解を深めていただくことを明確にするために、平成16年に「税を考える週間」と改称されました。(詳しくは：国税庁ホームページ「税を考える週間」<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>)

令和2年度

税を考える週間

国税庁では、毎年11月11日～11月17日を「税を考える週間」と定め、様々な広報・広聴活動を行っています。

令和2年度の「税を考える週間」テーマは、「くらしを支える税」として、国民の皆様にも国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。今回は活動の中で、荻窪法人会が参加した「中学生の税についての作文」「税に関する絵はがきコンクール」「税の標語」の受賞作品と「荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者」「杉並都税事務所 所長感謝状受彰者」を紹介いたします。



中学生の税についての作文 受賞作品

荻窪法人会長賞 受賞作品

日本の動物が幸せであるように

日本大学第二中学校 3年 寺尾果琳

私が「税」と聞いて最初に思い浮かんだのは、消費税です。今、日本の歳出は、国債費がかなり多く、カツカツな状態だと思っています。私の友達のお母さんは、きちんとどこに使っているか明示してくれて、必要なだと納得できるものなら、もちろん納めるけれど、主婦としてやはり消費税が少し高いと言っていました。消費税を上げたものの、まだまだ行き届いていないところも多いと思います。その中で、私が、これは増やしてもいいんじゃないか、という税があります。

最近、動物愛護法が改正されました。日本では、「殺処分ゼロ」を掲げ、実現に向け取り組む活動も増えています。その一方で、動物愛護センターなどの負担はなかなか減るわけではありませんが、まだまだ命が明日、いや、今すぐ消されようとしている犬や猫、その他の動物も多々います。またまた課題は多いですし、やはり一部の意識の低い飼い主によって飼われて、動物が不幸な目にあうことを防ぐのはなりません。

そこで、私は「ペット税」のようなものを導入してもいいのではないかと思うのです。

ペット税を、どんな時にかけるのかというと、例えば、ペットを飼育する時に年にくら、とかかったりする、飼育税のようなものだったり、ペットを、ペットショップで買うときに税をかけたリなどです。殺処分ゼロで有名なドイツでは、すでに犬税なるものがあり、ベルリンでは、一頭目は120ユーロ、2頭目からは180ユーロ

で、これはほかの国と比べてもかなり高めです。そのお金は、主に犬や愛犬家にかかわる費用に使われているようです。しかし、この水準で税額を設定すると、善良なブリーダーさんの商売や、軽い気持ちで飼いだめた飼い主によって現在飼われている動物たちにも被害が及ぶ可能性があります。ここでは、そのギリギリあたり、年間50000円の税金が犬一頭あたりかかるとします。犬のみで考えると、2019年の集計では、879万7000頭飼われており、単純計算だと439億8500万円が集まることになりそうです。猫やほかの動物も対象に入れると、もっと大きな金額になります。それを、動物愛護センターの運営や、シェルターの設立、動物の保護などの資金の足しにできれば、日本の動物の、周りの環境はより良くなると思います。また、多頭飼育崩壊などの抑制にもなります。しかし、猫などは、野良と飼われているものの区別が曖昧なものもあり、私は今、犬と蝶を飼っているのですが、昆虫などは把握が難しかったりと、様々な問題があります。

日本の法律では、動物は「物」です。動物たちが本当に幸せに暮らせるには、人と人以外の動物は命の重さは変わらない、ということに置く必要があります。税金は一つの手段にすぎませんが、少しでも動物たちの未来が良い方向かうように願っています。

荻窪税務署長賞 受賞作品

コロナ禍の税金

杉並区立井荻中学校 3年 住川明日香

今年には私にとって忘れられない春になった。

新型コロナウイルスの影響で、三月から休校になったが、最初は春休みが明けたら学校が始まると思っていた。

しかし状況は改善せず、始業式に行ったら休校が続いた。その始業式で先生に五月の修学旅行が延期になると告げられた。私にとって中学校生活最後の一年。体育祭、合唱コンクール、部活動、修学旅行など楽しみにしている事がいっぱいある。今後の不安とウイルスへの恐怖も入り混じり、悲しい気持ちになった。

六月になり分散登校が始まった。そこで、先生から「修学旅行が三月に延期になります。五月の分の取り消し費用は杉並区が払ってくれるそうです。」と聞いた。その時、「あ！それって税金？」と思った。自治体によっては保護者負担になるというニュースも見たので、私たちは支援してもらえて嬉しいなと思った。

今まで日常の中で、税金の使い道を意識する事が少なかったように思う。しかし学校生活の中には、様々なところに税の使い道がある。当たり前のように受け取っていた教科書もその一つだが、コロナ禍でふと気づいたのは電気代もそうだ。学校再開後、教室では

窓を開放して換気をしながらエアコンを使っている。一見、電気代を無駄使しているように思うが、私たちが完全に教室で学べるようにするために、配慮してもらっている。

他にも、タブレットPCの配備もそうだ。臨時休業時にオンラインホームルームなどを実施できるように、必要の人に配布する準備も進められている。

春の休校中、学習面はプリントで何とかなったが、何より友達と話したかった。その望みを叶えてくれる。私たちの生活も税の恩恵を受けていることを感じた。八月の広報すぎなみには、区内の感染者が増加している中、さらなる感染拡大への備えとして補正予算が編成されたと掲載されていた。PCR検査体制の強化に、約三億円が使われる。しかしタブレットPCの配備など、

区立学校への支援にはその約五倍の費用がかけられていて、とても驚いた。こんなに大変な状況なのに私たちの学びに税が使われていることが分かり、感謝の気持ちでいっぱいだ。延期になった修学旅行。現状が落ち着いて、もし行けるのであれば、与えられた機会を無駄にしないように文化や歴史をしっかり学び、友達との思い出づくりに全力で取り組みたい。

荻窪税務署長賞 受賞作品

世界のユニークな税について

日本大学第二中学校 3年 望月沙也菜

国により決められている「税金」の制度は、日本だけではなく世界各国にありますね。今回は、そんな世界各国のユニークな税について紹介していきたいと思えます。

まずは一つ目。肥満が大きな社会問題となっているアメリカでは、一部の州で砂糖が大量に含まれる炭酸飲料に税金がかけられています。「ソーダ税」と呼ばれ、最近になって作られた制度のようです。しかし、あくまでも導入したのは「一部の州」なので国としての効果はあまり無いのではないかと私は思います。

次に二つ目。「閉店法」という法律が存在し、日曜日には飲食店以外の店の営業が出来ないと決められているドイツでは、「営業税」という税があります。これは、日曜日に飲食店以外の店が営業する際にかかる税金で、近年問題視されている長時間労働等を政府が規制する良いシステムだと言えます。是非日本にも導入してほしいと思いました。

三つ目。大学の数も世界と比べ少ない為、大卒はエリート扱いされるオーストラリアでは「学位税」が存在します。と言うのもオーストラリアの大学のほとんどが国立で国が授業料を負担するので、学生が大学卒業時に与えられる「学位」に税を課し、「学費」として扱うことで大学の運営費にあてているのです。逆を

言えば大卒でない者は当然「学位」を持たない訳ですから無税となります。貧富の差があっても、誰もが平等に教育を受けられる仕組みでオーストラリアらしい税金だなと思いました。

四つ目。中国の「月餅(げっぺい)税」。月餅とは、餡をパイの様な皮で包み焼いた中国のお菓子で、丸くて月の様な形をしています。月餅を食べる伝統行事がある等、とにかく消費量が多かった為財源確保を目的に導入されました。日本では「御萩(おはぎ)税」みたいなニュアンスでしょうか。

最後に、日本。世界的な火山大国である日本は、火山が多いゆえに温泉の数もとても多いです。そこで生まれた制度が、「入湯税」。温泉を利用する際に課せられ、集まった税金は環境衛生施設、温泉施設の整備等に使用されています。なんとその額は年間二百億円以上にもなるのです。日本人は本当に温泉が好きなのだと感じました。

以上の様なユニークな税金には共通点の一つありました。「国民性の利用」です。国民が愛しているもの、逆に国民から遠ざけるべきもの。政府が、国が、国民の為を想って導入した制度なのだと思います。自分の国をより良くする為に何が 필요한のか、私達はしっかりと考える「権利」があるのだなと思いました。



第12回 杉並納税街頭キャンペーン

杉並納税街頭パレードを終えて

社会貢献委員長 神谷次彦

今年の杉並納税街頭キャンペーンは例年より2週間ほど遅い、令和2年11月15日(日)に開催されました。天候には恵まれましたが、コロナ禍杉並区役所前で開会式のみが行われました。ただ、このキャンペーンも途切れることなく12回目を開催できたことは大変有意義だったと思います。

今年も「確かな納税・確かな社会・わがまち杉並」をキャッチフレーズに期限内納税、e-Tax推進等をテーマにした税の広報活動を行いました。街頭パレードはこのイベントの目玉でもありますが、今回はパレードを中止し、懸垂幕と横断幕を制作し区民に対する税務の理解を深める啓蒙活動となりました。

開催にあたり主催者を代表して田中区长よりご挨拶を頂きました。来年は元のキャンペーンの形に戻れることを願いながら、約1時間弱程で無事閉会しました。改めて、開催に向けてご尽力賜りました皆様に、紙面をお借りして御礼申し上げます。

今後、荻窪法人会の良き伝統を守りながら、充実した会の運営に努めていきたいと考えています。引き続き会員の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者 税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者

令和2年度の納税表彰式、税務功労者杉並都税事務所長感謝状贈呈式は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの合同開催を中止し、各表彰者個別の対応となりました。法人会の活動を通して税務行政の運営に尽力された皆さまに対し、表彰状、感謝状が授与・披露されました。

受彰者

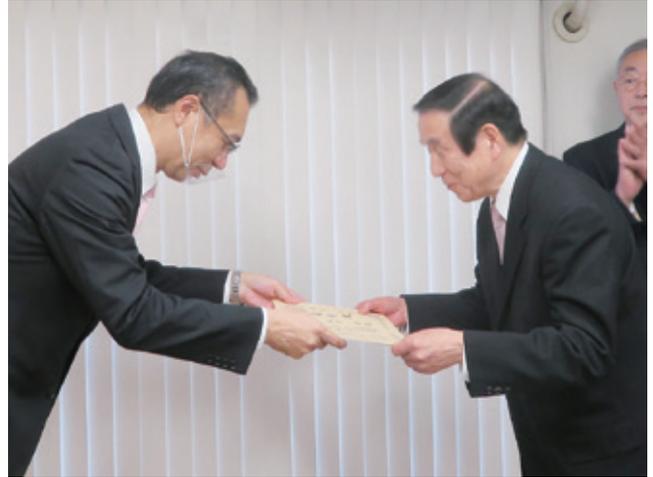
東京国税局 局長表彰 志村正之 副会長
荻窪税務署 署長表彰 稲澤修 理事
署長表彰 佐々木止 理事

署長感謝状 野村浩司 常任理事
署長感謝状 中島康治 理事
署長感謝状 野村浩嗣 理事
都税事務所 所長感謝状 山下民子 理事
杉並区功労表彰 河又雅之 副会長



令和2年度 東京国税局 局長表彰 志村正之 副会長

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者
税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者



令和2年度 荻窪税務署 署長表彰 佐々木止 理事

令和2年度 荻窪税務署 署長表彰 稲澤修 理事

荻窪税務署 署長表彰・署長感謝状受彰者
 税務功労者杉並都税事務所長感謝状受彰者



荻窪税務署 署長感謝状 野村浩司 常任理事



荻窪税務署 署長感謝状 中島康治 理事



荻窪税務署 署長感謝状 野村浩嗣 理事



都税事務所 所長感謝状 山下民子 理事

税務の電子利用推進宣言が行われました（2020年11月25日）



コロナウィルス関連あれこれ… こんな時こそ法人会

税制委員 小島麻里（税理士）

令和2年は何を思い返しても新型コロナウイルスの影響があり、会社経営も個人の収入も厳しい年となりました。様々な困難が企業を襲うことはありますが、令和2年ほど企業努力では敵わない状況はほとんどの方が経験したことがないと思います。昭和4年生まれの子が「戦時中を思い出した。」と緊急事態宣言下で漏らしておりましたが、情勢に対する無力感やいつまで続くのかわからないという不安感が戦時下と共通するのではないかと感じました。

原稿を書いている今は令和2年12月下旬で東京の感染者数は急激に増え続けており、不安が大きくなりつつあると思われます。こんなとき、何気なく気軽に人と会い、話をしながら時間を共にしていたことが日々の活力になっていたことを思い知らされます。

しかし、これを機会に友人とのビデオ電話や法人会のネット会議に気軽に参加してみるのはいかがでしょうか。セッティングについてはコミュニケーションのいい機会と考えていろんな人に聞いてみましょう！ネットで飲み会もいい経験になるかもしれません。

前置きが長くなりましたが、税務での年末調整の大幅変更は間に合いませんので、今回は新型コロナウイルスでの関係情報をいくつかご紹介したいと思います。

今年は新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して協力金、給付金、助成金等が国等から支給されました。これらは事業の収入になるのかどうか教えてください。



社長さん

課税関係の例

非課税	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・休業給付金 特別定額給付金 子育て世帯への臨時特別給付金
課税	<ul style="list-style-type: none"> 持続化給付金 家賃支援給付金 東京都の感染拡大防止協力金 雇用調整助成金 小学校の休業等対応助成金・対応支援金

給付金や助成金の申請期限はすでに終わっているものがほとんどです。

状況に応じて政策が変化しますので、情報共有のためにも法人会の講演会や情報誌を利用するようにしましょう。

荻窪法人会のオンラインセミナーもぜひご覧ください。税制副委員長 岩倉永一氏による「新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等」も配信中です！！



社長さん

給付金等の受給の他、税金や社会保険料の延納にも助けられました。令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）における、**事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少**している場合、納付が納期限から1年間猶予され、その間の延滞金は全額免除となる可能性があります。それでも資金繰りが心配です。経営において最も心配なのが資金繰りです。

（資金繰りのための融資なら）セーフティネット保証4号制度

次のすべてに当てはまる中小企業者・指定地域において1年以上継続して事業を行っていること・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20パーセント以上減少することが見込まれること以上の要件に当てはまる場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100パーセントを保証する制度です。※新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間（市区町村に認定申請を行うことができる期間）は令和3年3月1日まで延長されています。

詳しくは、杉並区役所中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511（内線：5271～5275）

2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で営業自粛、外出自粛があり、役員の職務が通常通り執行できなかったため、定期同額給与とはいえ職務執行できなかった期間は役員報酬の支給を減らしました。

その後営業自粛や外出自粛が緩和され、職務の執行が通常通り戻りましたので給与も以前の水準にもどしました。この場合の役員報酬の減額、増額改定は税務上損金として認められますか。



社長さん

役員報酬の支給額について変動があった場合

業績悪化改定事由によるのであれば、役員報酬の減額改定は損金不算入額（税務上費用として認められない金額）は生じません。しかし、業績が戻ったことを理由に増額改定については損金不算入額が生じることになります。

役員の職務執行ができないなど、「役員の職務上の地位の変更、その役員の職務内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情」によりなされたこれら役員に係る定期給与の額の改定となる「臨時改定事由」がある場合は、増額改定であっても損金不算入額は生じないこととなります。

社長さんのケースの場合、損金不算入額は生じません。



当社は貸しビル業も営んでおりますが、テナントから新型コロナウイルスの影響で売り上げが急減し賃料負担が大きいとの話があり、賃料の減額について申し出がありました。長年お付き合いのあるテナントさんですし、自粛期間を終え売上が戻ったら通常の賃料に戻しました。このような場合、減額分を売上として計上しなくともよろしいでしょうか。



社長さん

1. テナントにおいて、新型コロナウイルスに関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、または困難となる恐れが明らかなこと
2. 賃料の減額が、テナントの復旧支援を目的としたものであり、そのことが書面等により確認できること。
3. 賃料の減額が、賃貸先において被害が生じた後、相当の期間内におこなわれたものであること。

以上の条件を満たすものであれば、その減額分は寄付金に該当しませんので、減額後の賃料の額が家賃収入金額となります。



荻窪法人会のオンラインセミナーのご案内

税制委員会では、新型コロナウイルスの影響や感染拡大防止を考え、オンラインセミナーを積極的にとりいれていくこととしました。今回触れていない新型コロナウイルス関係の税制、また令和2年度の税制改正については、オンラインセミナーをぜひご覧ください。

令和2年度税制改正のあらまし

税理士 岩倉永一氏
視聴用パスワード：ogihō



新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置等

税理士 岩倉永一氏
視聴用パスワード：ogihō



また、令和3年3月19日（金）に予定されております税制講演会は、講師に税理士 熊王征秀氏をお招きして、『令和5年10月からいよいよ本番を迎える「消費税の日本型インボイス制度」』につきましても、法人会会議室とオンライン（Zoom）の併用で研修会を行い、その後オンラインセミナーとしてホームページからご覧いただけるよう検討しております。

コロナ禍におきましても、税制委員会は皆さまのお役に立てるよう様々な形で研修会を行ってまいります。ぜひ皆さまに研修会ならびにオンラインセミナーをご活用いただければ幸いです。

東京税理士会荻窪支部では、毎月税金なんでも相談会を開催しております。
お問い合わせは荻窪支部事務局 ☎03-3391-0411

e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さまの多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていたいただけるか？」更に依頼どおり行くとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを發したところ85名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告をお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

税制委員会 (e-Tax担当)

東京税理士会荻窪支部 e-Tax推進税理士事務所(敬称略)

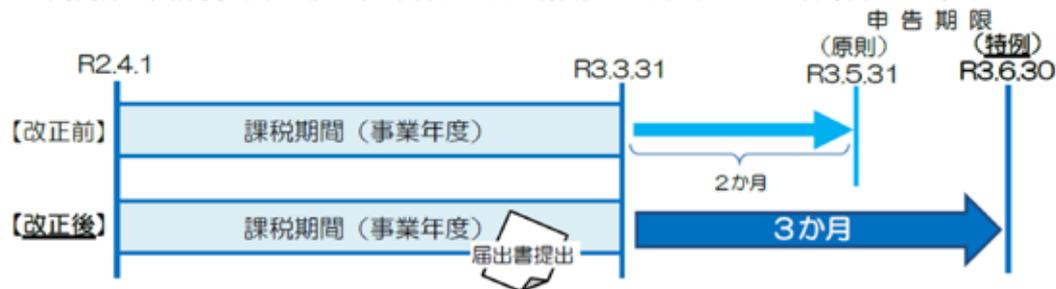
令和3年1月31日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先	地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652	天沼	桑山務	天沼1-2-3	3398-1316
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228		鯉淵洋行	天沼1-11-13	090-8039-4867
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455	
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128	
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334	
	山田真治	下井草3-8-23三英ビル303	6676-9989	石澤潔	天沼3-12-19	3398-4910	
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711	加藤俊也	天沼3-16-11-202	6795-6800	
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118	井上仁	天沼3-27-2荻窪MTビル1階	3392-4177	
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555	西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343		小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	小島孝子	下井草5-23-2鈴木ビル203	6317-7493	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021	
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221	
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976	千葉繁樹	西荻南3-18-14松本ビル2階	050-5527-4372	
桃井	古賀雄子	桃井3-6-1-1401	6765-2388	久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
西荻北	下島聡司	西荻北2-3-9Ken's西荻北ビル5F	6454-7471		杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922	新江洋子	久我山5-36-22-201	3335-7425	
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101	宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイヤルハイツ304号	3334-1305
	福田都介	西荻北2-11-4エクセラリア西荻201号	3397-2770		小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266	
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコート西荻窪115号室	6423-0566	稲澤聡	宮前5-10-5	3247-7194	
	梅林邦彦	西荻北3-14-9	3395-0211	荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	東原功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055		森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115	
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781	尾崎正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101	
	青木秀壽	西荻北4-33-17	3390-4313	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945	
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216	
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイク神秋602号	3391-2881	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626	
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123	
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044	岩崎智香子	荻窪4-32-25ニューキャッスル荻窪301号	3392-1198	
	今村千恵子	上荻1-18-12春木家ビル	6915-1303	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006	
	永井久美子	上荻1-18-12上荻森ビル3階	5347-5358	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003	
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002	
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812	
	岩倉永一	上荻1-21-23-3F	3392-0157	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671	
	岩倉礼子	上荻1-21-23-3F	6915-1410	池田幸弘	荻窪5-16-14カバラビル8階	5335-7981	
	原田叔法	上荻1-21-23-3F	3392-2170	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジデンス216	5347-9930	
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465	
	藤村茂	上荻2-19-18RKII2階	6231-1701	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211	
	小澤俊夫	上荻2-19-18RKII2階	3391-8731	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523	
	森田光雄	上荻2-19-18RKII2階	6874-7851	松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420
	和田実	上荻4-19-22-603	3395-1131				
	岡田茂	上荻4-23-9	3395-3111				
本天沼	小野寺誠税理士事務所	本天沼2-41-8	5303-1680				
清水	黒川えり	清水1-14-5-302	090-8479-0152				
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100				

法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】

令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

確定申告会場への来場を検討されている方へ

感染リスク軽減のために「ご自宅からe-Tax」をご利用ください

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、**ご自宅から申告できるe-Tax**をぜひご利用ください（詳しくは裏面をご確認ください）。
- ✓ 申告のご相談は、ご自宅から**お電話やチャットボットでも可能**です。e-Taxで分からないことがある場合についてもお電話でお尋ねいただけますので、ぜひチャレンジしてください。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ✓ 会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です。
- ✓ 入場整理券は**各会場**で**当日配付**しますが、**LINEを通じたオンライン事前発行**も可能です。オンライン事前発行の詳細な方法は裏面をご確認ください。
- ✓ 入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いする場合があります**。当日の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます（令和3年2月16日掲載開始予定）。

確定申告会場における感染防止対策

確定申告会場にお越しになる方へのお願い

入場時の検温

- ✓ 入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断したときには入場をお断りさせていただきます。
- ✓ 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

マスクの着用、手指消毒

- ✓ 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。

少人数での来場

- ✓ 会場には、申告される方おひとりでお越しください。
- ✓ 介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

税務署での対策のご紹介

- ✓ ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトを採用しています。
- ✓ こまめな換気・消毒を実施し、会場内には手指消毒液を設置しています。
- ✓ 職員はマスク・フェイスシールドを着用して対応し、日々の体調管理も徹底しています。

※ 令和2年分確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けしています。入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

研修委員会

第63回初級実務簿記講習会

研修委員会

令和2年9月3日(水)

令和2年9月3日(水)～10月22日(木)に法人会2階会議室において、研修委員会主催の「第63回初級実務簿記講習会」が8名の参加で開催されました。東京税理士会荻窪支部よりご紹介いただいた山田税理士の講師のもと、全14回の講習会が行われました。講習会は、簿記についての基礎知識から3級取得までの内容で行われました。受講者の皆さまは、大変熱心に受講されていました。



第23支部

第23支部会員交流会

第23支部

～西荻窪で3Dプリンター体験～

令和2年10月19日(月)午前10時40分に西荻窪駅に集合をして、10名の参加で毎年恒例の「第23支部会員交流会」が開催されました。

今年は西荻南3丁目にある「GOKIGEN WORKS」へ3Dプリンターの体験に行きました。店内1階は「ごきげんCAFE」、2階は「ものづくりスタジオ」で3Dプリンター等を体験・作業のできる工房になっていました。代表の三枝様に3Dプリンターと出会ったお話を伺うと「もともと釣りが大好きで、ご自身でルアー等を3Dプリンターで作成されたのがきっかけになった。」とおっしゃっていました。実際に3Dプリンターを体験してみると、本当に様々なモノを作ることができます。フィギア、フェイスシールド、マスクや大きいモノでは、家も作れるとの事でした。3Dプリンターの無限の可能性に驚くばかりです。現在は環境問題への取り組みも行っており、3Dプリンターの素材は様々でしたが、「バイオプラスチック」や“とうもろこし”等の素材もあったり、大変興味深かったです。また、3Dプリンター以外にもレジンで作るアクセサリや缶バッジを作るワークショップ等も開催されています。ぜひご興味のある方は、訪れてみてください。
「GOKIGEN WORKS」<https://gokigenworks.shop-pro.jp/>



源泉部会

源泉部会10月労基研修会

源泉部会

オンライン<Zoom>と荻窪法人会2階会議室において

令和2年10月20日(火)オンライン<Zoom>と荻窪法人会2階会議室において、源泉部会主催「10月研修会(労基研修会)」が24名の参加(内Zoom参加者14名)で開催されました。新宿労働基準監督署 第二方面主任監督官の小林様より「労務管理の問題点～実際に監督署に寄せられた相談事例から～」のご講義をしていただき、新宿労働基準監督署 労働基準監督官の水野様より「労働基準法基礎講座～労働基準法の基本を一から丁寧に～」のご講義をしていただきました。

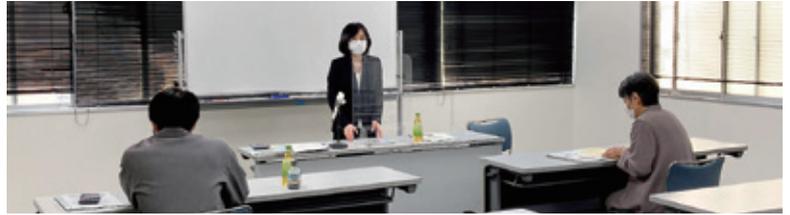
研修委員会

消費税申告書作成研修会

研修委員会

消費税の概要・申告書作成演習等を中心に講義

令和2年10月21日（水）法人会2階会議室において、研修委員会主催の「消費税申告書作成研修会」が3名の参加で開催されました。荻窪税務署 法人課税第1部門上席調査官の後藤様より消費税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。



源泉部会

源泉部会11月研修会（年末調整研修会）

源泉部会

「年末調整のしかた」「法定調書の作成と留意点」

令和2年11月6日（金）オンライン<Zoom>と荻窪税務署2階会議室において、源泉部会主催「11月研修会（年末調整研修会）」が25名の参加（内Zoom参加者12名）で開催されました。荻窪税務署法人課税第1部門上席調査官の石橋様より「年末調整のしかた」のご講義をいただき、荻窪税務署 管理運営第2部門上席徴収官の嘉手納様より「法定調書の作成と留意点」についてご講義をいただきました。



青年部会

すぎなみフェスタ2020

青年部会 磯 史洋

青年部・すぎなみフェスタに参加しました

11/7（土）・8（日）で桃井はらっぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2020」。

青年部では2日目の11/8に租税教育活動の一環で当該イベントに参加致しました。コロナ禍で開催が心配される中ではありましたが、例年と変わらず多くの来場者が訪れイベントを楽しんでおりました。今回は一部のイベント中止や参加店舗の削減など規模を縮小した中での開催でしたが、2日間で9万人強の来場があったとのことで当該イベントの根強い人気を改めて感じました。

当日は総勢13名の会員協力の下、朝8時半から準備をはじめ、開場の9時から「法人会特製ウェットティッシュ」・「税金に関する周知リーフレット」・「お金にまつわるボードゲーム」・「チャイルド社さん提供の絵本」を来場者に配布致しました。子供を中心に配布物の受けが良く、午後2時近くには用意したノベルティが全てなくなりました。自粛基調が続く昨今、会員が集まり活動を行える貴重な機会になりました。



“ピアノと管楽器による夢の世界へ”



令和2年11月7日(土)、杉並公会堂小ホールに於いて「ピアノと管楽器による夢の世界へ」と題し、公益社団法人荻窪法人会 社会貢献委員会主催、荻窪音楽祭共催のチャリティーコンサートが開催されました。今回はコロナ禍、委員会の開催も難



しく日々変化する感染状況で開催も危ぶまれましたが、十分な感染予防対策を行いながら無事開催することが出来ました。毎年このコンサートを楽しみにされている皆様へ、また(財)日本盲導犬協会への募金活動も途切れることなく行われたことは「何より」と委員会メンバー同嬉しく思っております。杉並公会堂小ホールでは、約半数への入場制限が行われたため、募金金額も減少することを想定し、盲導犬協会が推奨するグッズを購入することで一部の売上が協会に寄贈され少しでも募金額が増えるようにしました。このグッズは犬のキャラクター携帯クリーナーで、来場された皆様へお配りしました。



コンサートも通常より時間を短縮して行われましたが、日本フィルハーモニー交響楽団でも活躍されているクラリネット奏者の照沼夢輝さんによると興味深いお話を交え、大変すばらしい演奏を聴かせて頂き、あっという間の1時間半でした。

そしてチャリティーですが、当日の来場者数は75名、皆様にご協力頂き集まった募金額は、83,150円となりました。

募金にご協力頂きました皆さまには、この紙面を借りまして心よりお礼申し上げます。

今後もこのチャリティーコンサートが一回でも多く開催され、一人でも多くの目の不自由な方へ盲導犬が提供されることを願い、来年も頑張りたいと考えています。

会員の皆様に於かれましては、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。



ブロック・委員会・部会からの報告

女性部会

税を考える会

女性部会

「税を考える会」のご報告

令和2年11月12日(木) オンライン<Zoom>と荻窪税務署2階会議室において、女性部会主催「税を考える会」が22名の参加(内Zoom12名)で開催されました。荻窪税務署 法人課税第1部門上席調査官の石橋様より「年末調整のしかた」のご講義をしていただき、荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官の鈴木様より「消費税・適格請求書等保存方式(インボイス)の概要」についてご講義をしていただきました。



第4ブロック バス研修会

第4ブロック 副ブロック長 永田政弘

第4ブロック バス研修会開催報告

11月15日(日)第4ブロックのバス研修が開催された。このコロナ禍の中、人数を限定しての開催となった。朝、西荻窪駅と久我山の岩崎通信機前に集合しバスに乗車。総勢22名の参加となった。当初15名限定としたが、案内当日に申し込みが15名を超えてしまい、バス会社、食事会場と確認の上22名の参加となった。

当日バスの中は、2席に1名が座り、現地到着まではビデオ研修を受けた。今回は、神奈川県川崎市の川崎市民家園を見学した。風もなく比較的暖かで、見学をしながら散策をするには絶好の陽気となった。茅葺きの屋根や合掌造りの家など、なかなか現在では見ることが出来ないような貴重な民家を見学することができた。

そのあと、一路八王子のうかい鳥山へ向かい昼食をとった。こちらでも、席は間隔を空けての着席となった。皆、散策をした後ということもあり、食も会話も大変弾んでいた。

最後に道の駅に立ち寄り皆買い物をして、夕方には帰路についた。



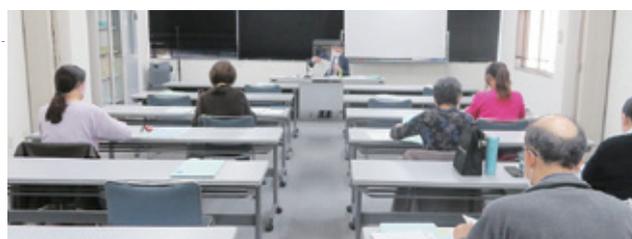
研修委員会

法人税申告書作成研修会

研修委員会

令和2年11月18日(水)

令和2年11月18日(水) 法人会2階会議室において、研修委員会主催の「法人税申告書作成研修会」が8名の参加で開催されました。荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官の鈴木様の講師のもと、法人税の概要・申告書作成演習等を中心に講義が行われました。



厚生事業委員会・組織委員会

第9回ボウリング大会

厚生事業委員会・組織委員会

令和2年11月20日(金)

令和2年11月20日(金)厚生事業委員会・組織委員会共催によるボウリング大会が荻窪ボウルにて開催されました。このイベントは会員各社の福利厚生を目的として始まり、今回で9回目を迎えました。今年度はコロナウイルス感染症対策のため、例年60名の定員としているところ、半分の30名を定員として、感染症予防対策をしっかりと行い開催いたしました。他の事業とは異なり、各社の経営者の方よりも社員の方々が多く参加されるボウリング大会は総勢30名で盛大に行われました。柴田会長の始球式の後、競技開始の合図とともに一斉に投球が行われ、場内は歓喜の声で沸き上がりました。今年は競技終了後に表彰式を同じ会場で行いました。優勝は坂田電機(株)の早瀬様でした。おめでとうございます。また、賞品をご提供くださいました企業様に心より感謝申し上げます。



【賞品提供】

(株)チャイルド社、鳥羽建設(株)、(株)興振工業、(株)興建社、(株)永田商会、小代工業(株)、(株)西部旭建築、大同生命保険(株)、AIG損害保険(株)、アフラック



青年部会

青連協第4ブロック チャリティボウリング大会

青年部会 副部長 宮嶋優光

令和2年11月27日(金)

東法連第4ブロック チャリティボウリング大会が部会員9名参加の下、中野サンプラザボウリング場にて開催された。今年度は感染症拡大防止のため、恒例の対表彰懇親会は中止となりプレー中もマスク着用、ハイタッチ禁止でのプレーとなった。そのような状況ではあったがブロック青年部会員同士の懇親を深め、楽しくプレーができた。結果は見事に長谷川記史さんが個人総合優勝を遂げ、団体でもなんと8単会中4位の成績で次年度の幹事を免れる事ができた。



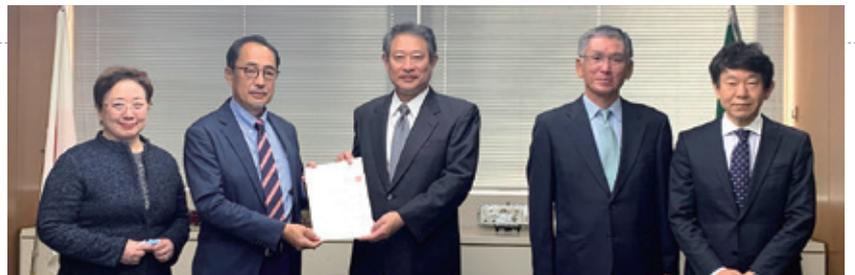
税制委員会

令和3年度税制改正要望に関する提言

税制委員会

令和2年度12月18日(金)

令和2年12月18日(金)、柴田会長・加藤副会長・山下副委員長・岩倉副委員長の4名で田中良杉並区長へ「令和3年度税制改正に関する提言書」を区長室に於いて、田中良杉並区長に直接手渡しし、提言のための配慮を要望いたしました。また、石原伸晃衆議院議員へは、議員事務所へ赴き、提言実現のための配慮を依頼しました事をご報告いたします。



優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく **特** たい **退** きょう **共**



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaijy.or.jp/>

